

事 務 連 絡

平成 24 年 2 月 24 日

経済産業省 地域主権改革担当 御中

内閣府地域主権戦略室

作用法に規定がある個別の事務・権限の移譲の検討に係る考え方について（照会）

平素より地域主権改革の推進に御協力いただき、ありがとうございます。

1月11日付事務連絡で照会させていただきました標記「作用法に規定がある個別の事務・権限の移譲の検討に係る「当てはめ案」について」に係る貴省からのご回答及び2月9日の「アクション・プラン」推進委員会における議論を踏まえ、当室で検討を行い、いただいた回答に関する当室の見解を作成しました。

つきましては、別添についての御見解を伺わせていただきたく、平成24年3月2日（金）17時までにご回答ください（様式任意）。

ご回答に当たっては、個別法律単位で包括的に記載の上、条項レベルで補足すべき点があれば適宜補足していただくとともに、必要に応じ、各制度を簡潔に説明した資料等議論を進めていく上で必要な基礎的な資料を添付いただくようお願いします。

また、いただいたご回答については、「アクション・プラン」推進委員会のメンバーを始めとする関係者間で共有させていただき、今後の地域主権推進担当政務、各省政務による政務折衝や両者に地方側代表を加えた協議等に活用させていただきますので、その旨あらかじめご承知おきください。

なお、今回お示しした見解で特に触れていない事務・権限についても、地方側からの意見提出や総務省（自治行政局）との協議が行われることから、関係者が合意したものではないことをお含みおきください。

作用法に基づく事務・権限について（経済産業局関連）

- 今回検討いただいた事務は、既に権限委任により、地方支分部局の長に職権が移っているものであるが、上級庁・下級庁の関係を前提とした指揮監督を通じて大臣の責任を全うさせようとしていたものと理解。
- 今回の取組は、国と地方は対等の関係であることを前提に、住民に身近な行政はできる限り地方自治体に委ねていこうとするものであるが、事務・権限の移譲の検討を進める中で、移譲後もなお残る大臣の責任を果たしていくための工夫（不都合の解決）に知恵を絞る必要があるので、今後とも御協力願いたい（別紙 1 参照）。

1.（様式 3 関連）移譲の例外とすべきとの回答のあったものについて

- 既に相当の努力を頂いているが、川端大臣も、2 月 9 日のアクションプラン推進委員会において、「移譲の例外はできるだけ少なくしたい」と述べており、更に議論を深める必要があることから、以下の点について質問。

（法定受託事務の場合）処理基準の作成及び処理基準に反した場合には是正の指示が可能であるなどを前提にし、別紙 2 のような工夫によって、不都合は解決できるのではないか。それでも解決できないとする理由は何か。

2.（様式 2 関連）条件付で移譲を検討すると回答のあったものについて

- 概ね現行法制の枠組みを尊重したものと評価。ただし、以下の点について質問

（1）「指示」について

- ・国の関与として「指示」が必要とし、「指揮・命令と同程度の統制的権限を有すると解すべき」（注 1）、「本省の指揮の下」（注 2）とあるが、その趣旨如何。また、機関委任事務のように、広域的实施体制の長を罷免する権限、広域的实施体制の条例制定権の排除（注 3）等を想定しているのか。

（備考）問題意識としては、今回の取組みでは、国・地方は上下関係ではなく、対等の関係であることを前提としたものであり、そのための趣旨確認。

（注 1） 3②犯罪による収益の移転防止に関する法律、3⑯商品投資に係る事業の規制に関する法律、3⑳割賦販売法、3㉑商品先物取引法

（注 2） 3⑥特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律、3⑧食品循環資源の再利用等の促進に関する法律、3⑪特定家庭用機器再商品化法、3⑬容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律、3⑮資源の有効な利用の促進に関する法律

（注 3） 憲法第 94 条「法律の範囲内で条例を制定することができる」、地方自治法第 14 条第 1 項「法令に違反しない限りにおいて～条例を定めることができる」旨の規定に留意。

(2) 「事後報告」について

- ・ ほぼ全ての事務・権限に事後報告をつけるよう求めている次の法律について、現行地方自治法の資料の提出要求（地方自治法第 245 条の 4 第 1 項）では不足か。

2 ⑫電気用品安全法、3 ⑰エネルギーの使用の合理化に関する法律、3 ⑱消費生活用製品安全法

(備考) 現行地方自治法では、事後報告は類型外関与であり、できる限り類型外関与の設定は抑制的であるべきとされるため、その必要性を確認するもの。

(3) 「法定受託事務」について

- ・ 自治事務から法定受託事務に区分を変更している事務を定める法律のうち次の法律について、「国が本来果たすべき役割」及び「国においてその適正な処理を特に確保する必要性」如何。

2 ①商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業の促進に関する法律、2 ⑫電気用品安全法、3 ①中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律、3 ③中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律、3 ⑨中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律、3 ⑩産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法、3 ⑰エネルギーの使用の合理化に関する法律、3 ⑱消費生活用製品安全法

(注) 法定受託事務（第一号）の定義：

法律またはこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの。（地方自治法地方自治法第 2 条第 9 項第 1 号）

法律名	工夫等
株式会社日本政策金融公庫法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の関与等（注）を付与することにより、地方移譲しても臨機応変に対応できることとなると考えられるが、それでもなお不都合は解決できないものなのか。（注：関与としては、指示、助言・勧告等がある。）
中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基盤技術の指定は2～3年ごとに改正しているとしても、基盤技術の指定そのものではない研究開発計画の認定等について、国の関与等や、仮に法定受託事務と整理する場合の処理基準の設定によって不都合は解決できるのではないかと。（現行でも、行政手続法に基づく審査基準が定められているのではないかと。）
揮発油等の品質の確保等に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の関与等（注）を付与することにより、地方移譲しても臨機応変に対応できることとなると考えられるが、それでも不都合は解決できないものなのか。（注：関与としては、指示、助言・勧告等がある。）
電気事業法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電力の安定供給が重要であることは、ご意見のとおり。 ・ ただし、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 個々の許認可等の権限については、国の関与等や、仮に法定受託事務と整理する場合の処理基準の設定でもなお、不都合は解決できないものなのか。（現行でも、行政手続法に基づく審査基準が定められているのではないかと。） ・ また、電気工作物（発電所等）や料金に係る情報についての指摘の不都合について、適切に情報共有が行われていれば、不都合は解決できるのではないかと。
ガス事業法	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガスの安定供給が重要であることは、ご意見のとおり。 ・ ただし、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 個々の許認可等の権限については、国の関与等や、仮に法定受託事務と整理する場合の処理基準の設定でもなお、不都合は解決できないものなのか。（現行でも、行政手続法に基づく審査基準が定められているのではないかと。） ・ また、情報についての指摘の不都合について、適切に情報共有が行われていれば、不都合は解決できるのではないかと。
信用保証協会法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該事務を本省で直接執行することを意図しているものなのか確認したい。
鉱業法施行法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国全体の観点から開発の妥当性等を判断する必要があるとのことだが、国の関与等（注）も付与しながら、地方移譲が可能となる方法はないかと。（注：関与としては、指示、助言・勧告等がある。）

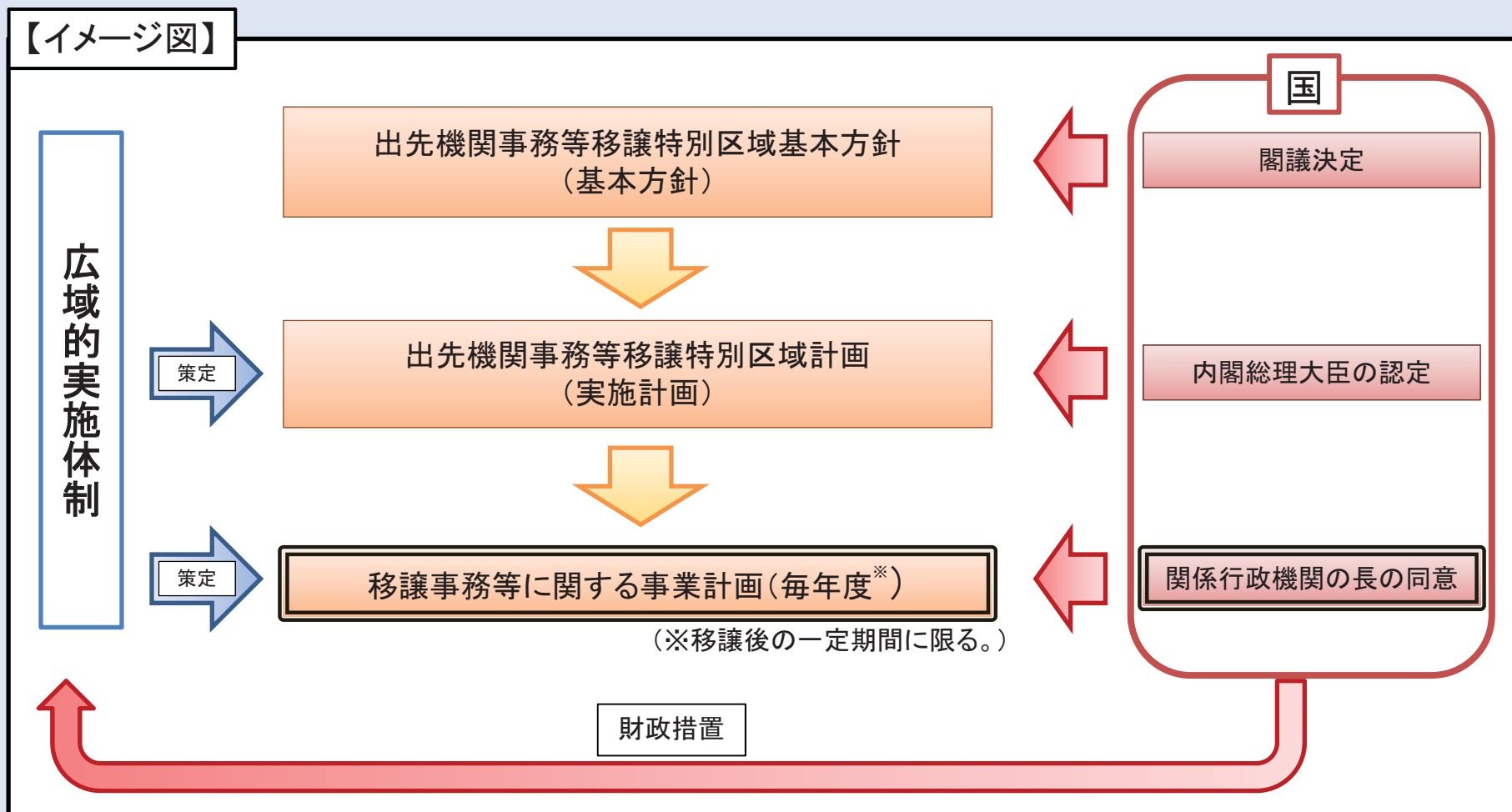
「国の権限・責任を確保するための新たな措置」
として講ずべき事項

- ① 大臣同意を要する事業計画の策定
- ② 法定受託事務の暫定的な拡大
- ③ 並行権限行使の活用

① 一定期間、移譲事務に関する毎年度の事業計画の策定と所管大臣の同意を要する仕組み

- ・財源措置と組み合わせることにより、移譲事務の確実な執行を確保。
- ・国として移譲事務の執行状況をチェックすることが可能。

【イメージ図】



② 法定受託事務の暫定的な拡大

・ 自治事務と法定受託事務を区分する現行のメルクマールによることとするが、自治事務とした場合に不都合が生じると認められるものについては、他の地域においては依然として国が処理する事務であることを踏まえ、暫定的に法定受託事務とする。



- ・ 処理基準として、通知で法令の解釈や許認可の基準、調査の様式など運用に係る幅広い事項を定めることが可能。
- ・ 処理基準と異なる事務処理がなされた場合は、各大臣は是正の指示（法的拘束力有り）を行うことが可能。
- ・ 許可、認可、承認、指示（法的拘束力有り）といった幅広い国の関与が可能。
- ・ 一定の要件に該当する場合には、代執行も可能。

【参考1】法定受託事務は、自治事務に比べ、是正の指示、代執行等の国の強い権限が認められている。

○ 法定受託事務の場合

自治法上の関与の基本類型

- ・ 助言・勧告(法245の4)
- ・ 資料の提出の要求(法245の4)
- ・ 指示(是正の指示(法245の7))
- ・ 代執行(法245の8)

} 自治事務と同じ。

○ その他個別法に基づく関与が認められる。

- ・ 協議、同意、許可・認可・承認、指示

法定が必要

- ・ その他の関与

できるだけ設けない(法245の3②)。

○ 事務処理に当たり、基準を設けることが可能(法245条の3②)



○ 自治事務の場合

自治法上の関与の基本類型

- ・ 助言・勧告(法245の4)
- ・ 資料の提出の要求(法245の4)
- ・ 是正の要求(法245の5)

○ その他個別法に基づく関与が認められる。

- ・ 協議、同意、許可・認可・承認、指示

一定の場合に限定(法定が必要)

- ・ 代執行及びその他の関与

できるだけ設けない(法245の3②)。

【参考2】法定受託事務には、包括的指揮監督権に匹敵する広範な関与の類型が認められている。

(地方自治法 § 245の4~8)

- ・ 助言・勧告
- ・ 資料の提出の要求
- ・ 協議、同意、許可・認可・承認
- ・ 指示
- ・ 是正の指示
- ・ 代執行

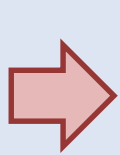
cf. 包括的指揮監督権

※代執行以外は、手段方法について法令の規定不要

- ・ 執行状況調査権
 - ・ 認可権
 - ・ 訓令権
 - ・ 取消停止権
 - ・ 代執行
- 等

③ 並行権限行使の活用

- ・「並行権限の行使」とは、国の行政機関が、地方公共団体が処理している事務と同一の事務を、法令の定めるところにより、自らの権限に属する事務として処理するものであるが、この並行権限行使を適宜活用するものとする。



- ・国の立場から独自に行使すべき権限を、国の行政機関に留保。
- ・国が当該権限を行行使することにより、行政目的の達成、適法性の確保が可能。

【参考】

* 「地方分権推進計画」(平成10年5月29日閣議決定)では、
「自治事務として地方公共団体が処理する事項に関し、その性質上特に必要があるものについて、国民の利益を保護する緊急の必要がある場合」には、法律の定めるところにより、大臣は並行権限を行使できるとされている。

また、参議院においても、
「自治事務に関わる国の直接執行についても、地方公共団体の自主性及び自立性に極力配慮し、国民の利益を保護する緊急の必要があり、かつ、国がこれを行うことが不可欠である場合など、限定的・抑制的にこれを発動すること」とされている。

(平成11年7月8日 参議院「行財政改革・税制等に関する特別委員会」附帯決議)

事 務 連 絡

平成24年2月24日

国土交通省 地域主権改革担当 御中

内閣府地域主権戦略室

作用法に規定がある個別の事務・権限の移譲の検討に係る考え方について（照会）

平素より地域主権改革の推進に御協力いただき、ありがとうございます。

1月11日付事務連絡で照会させていただきました標記「作用法に規定がある個別の事務・権限の移譲の検討に係る「当てはめ案」について」に係る貴省からのご回答及び2月9日の「アクション・プラン」推進委員会における議論を踏まえ、当室で検討を行い、いただいた回答に関する当室の見解を作成しました。

つきましては、別添についての御見解を伺わせていただきたく、平成24年3月2日（金）17時までにご回答ください（様式任意）。

ご回答に当たっては、個別法律単位で包括的に記載の上、条項レベルで補足すべき点があれば適宜補足していただくとともに、必要に応じ、各制度を簡潔に説明した資料等議論を進めていく上で必要な基礎的な資料を添付いただくようお願いします。

また、いただいたご回答については、「アクション・プラン」推進委員会のメンバーを始めとする関係者間で共有させていただき、今後の地域主権推進担当政務、各省政務による政務折衝や両者に地方側代表を加えた協議等に活用させていただきますので、その旨あらかじめご承知おきください。

なお、今回お示しした見解で特に触れていない事務・権限については、地方側からの意見提出の有無を確認した上で総務省（自治行政局）との協議を行う予定です。

事 務 連 絡
平成 24 年 3 月 2 日

国土交通省 地域主権改革担当 御中

内閣府地域主権戦略室

作用法に規定がある個別の事務・権限の移譲の検討に係る考え方について（照会）

平素より地域主権改革の推進に御協力いただき、ありがとうございます。

2月24日付け事務連絡で照会させていただきました標記ですが、再度精査したところ、一部資料に貴省からいただいた回答用紙を反映していない個所があることが分かりました。

再度お詫びを申し上げるとともに、改めて再修正した資料を送付させていただきます（本日付けで修正した部分は青字で表記しています。）。

なお、回答期限につきましては、2月24日付け事務連絡でご連絡させていただいたとおり、3月9日（金）17時で変更ありませんので、ご協力方よろしくお願いいたします。

【平成 24 年 3 月 2 日再修正版】

【平成 24 年 2 月 29 日修正版】

平成 24 年 2 月 24 日
内閣府地域主権戦略室

作用法に基づく事務・権限について（地方整備局関連）

- 今回検討いただいた事務・権限は、地域における事務・権限として、地方整備局長に委任した上で、同一組織内の上級庁・下級庁の関係を前提とした指揮監督を通じて大臣の責任を全うしようとしていたものと理解。
- 今回の取組は、国と地方は対等の関係であることを前提に、住民に身近な行政はできる限り地方自治体に委ねていこうとするものであるが、事務・権限の移譲の検討を進める中で、移譲後もなお残る大臣の責任を果たしていくための工夫（不都合の解決）に知恵を絞る必要があるので、今後とも御協力願いたい（別紙 1 参照）。

1-①.（様式 3 関連）「条件付き移譲」と回答のあった国の施設の整備・管理に係る事務・権限のうち大臣の指揮監督等を条件としているものについて

※公物管理の 21 法律の移譲については同様の条件が付されているため、主に道路法、河川法関係で整理

- 国土交通省の回答では、国道、一級河川などの国の施設の整備・管理に係る 21 法律（資料①参照）の事務・権限の広域的实施体制への移譲について、①自治事務・法定受託事務以外の「新たな事務類型」を設け、②広域的实施体制の長に対する指揮監督などができる仕組みなどを条件にしている。
- 国土交通省からの回答の趣旨は、国民生活の安心・安全の確保の観点から、移譲した事務・権限が継続的・安定的に実施されることを確保したいというものであると理解している。

しかし、「指揮監督」は上級庁から下級庁に対するものであり、国土交通大臣から広域的实施体制の長に対する指揮監督ができる「新たな事務類型」は、国と地方の関係を「対等・協力」の関係から「上下関係」に逆行させるとの誤解を生じさせかねない。

- 一方で、国道や一級河川については、既に都道府県は、管理者として、「指定区間外国道（いわゆる補助国道）」や「指定区間内一級河川」の整備・管理を法定受託事務として責任を持って実施し、実績を積んできている。

このため、同様の仕組みを都道府県で構成される広域的实施体制の区域まで拡充【別紙 2、別紙 3 参照】し、必要な関与等を設ければ、国と地方の「対等・協力」の関係を維持しつつ、国土交通大臣の責任を全うすることが可能となるのではないか。【別紙 4 参照】

移譲した事務・権限が継続的・安定的に実施されることを確保する代替的手段は、【別紙 1】のとおり。

※「指定区間内国道」や「指定区間外一級河川」の管理を国の事務・権限のまま広域的实施体制に委任（又は委託）すると考えれば、「新たな事務区分」や「指揮監督」が必要という議論になるのではないか。

※「広域的实施体制道路」（仮称）を新たに設けるとすれば、道路法体系を根本的に変更することになり、関係法律の大きな見直しが必要となるのではないか。

- なお、この場合、広域的实施体制への移譲を前提に「指定区間外国道」や「指定区間内一級河川」の指定区間を見直すことが必要（政令改正で対応可能と考えられる）。
- 以上のような考え方で対応していきたいので、検討いただきたい。

1－②. (様式 3 関連)「条件付き移譲」と回答のあった事務・権限のうち、1－①以外の「不都合を解決する対応策」が必要なものについて

- 「条件付き移譲」と回答のあった 42 法律のうち、「不都合を解決する対応策」が必要とされたものは 24 法律。そのうち、公物管理に関する 21 法律は概ね同じ対応策（国の指揮監督等）を求められたが、残る 3 法律については個別の対応策が求められている。
なお、それ以外の 18 法律（資料②参照）については、いただいた回答を基に総務省との事前協議を行っていただいた上で結論を出すこととなります。

(1) 大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法

【国土交通省の回答】

- ・本法第二条第一項に規定する「大都市地域」の区域を包摂する区域を有する広域的实施体制の存在が担保されること。
- ・税制上の特例措置について、広域的实施体制による認定であっても現在と同様の措置が行われることについて、国税当局との間で整理されること。（必要であれば国の関与等の措置を講ずることを含む。）

【対応策】

- ・区域については、広域的实施体制から提案される区域との整合を検討する必要があると考えている。
- ・国税当局との調整は必要であると考えており、貴省と協力しながら進めていきたい。（なお、必要であれば、国の関与等の措置について、検討したい。）

(2) 民間都市開発の推進に関する特別措置法

【国土交通省の回答】

- ・事業用地適正化計画の認定等を国以外の主体である広域的实施体制が実施する場合にも、現行制度と同様に国税の軽減特例が適用されることとなるか、国税当局との間で整理される必要がある（国税当局との調整の結果、軽減特例が適用されなくなると整理されれば、移譲の例外とする必要がある）

【対応策】

- ・国税当局との調整は必要であると考えており、貴省と協力しながら進めていきたい。（なお、必要であれば、国の関与等の措置について、検討したい。）

(3) 土地収用法（社会資本整備審議会等の意見の聴取）

【国土交通省の回答】

- ・広域的实施体制による第三者機関への意見聴取について整理が必要。

【対応策】

- ・広域的实施体制への移譲を前提に、法定受託事務に区分し、国の関与を付与することなどで対応できないか検討したい。

2-①. (様式3 関連)「移譲の例外」とすべきと回答のあった事務権限のうち、特に再考をお願いしたいもの

- 川端大臣は、2月9日のアクションプラン推進委員会において、「移譲の例外はできるだけ少なくしたい」と述べている。

「移譲の例外」とすべきとの回答のあった事務・権限のうち、不都合の理由として、広域的实施体制の適格性などが挙げられている以下の(1)(3)については、移譲対象として再考していただきたい。

(1) 広域的实施体制の適格性を不都合の理由に挙げているもの

・次のような対応策を検討することにより、移譲対象として再考することはできないか。

- ① 国の関与として、毎年度、移譲事務等に関する事業計画を提出させ、それに大臣が同意する仕組みを検討(国の政策との整合性を特に確保しなければならない場合など)
- ② 法定受託事務に区分し、事務処理基準を検討
- ③ 並行権限行使を活用(国民の利益を保護する緊急の必要がある場合、大臣が法令上認められている自らの権限に属する事務を処理するため広域的实施体制とは別の観点から同一の事務を処理する場合など)
- ④ 事後報告を検討(大臣による事後的是正措置の端緒情報を得る場合など)

※ 該当する事務を定める法律については、資料③参照

(2) 区域の制約を不都合の理由に挙げているもの

・広域的实施体制の区域を越えて活動している事業者等に関する事務は移譲できないとの回答であるが、広域的实施体制が「区域外権限行使」を行うことが法制的・制度的に可能であるとの結論が得られた場合には、移譲対象とすべきと考えているが、当該結論が得られた時点で回答を求めることとします。

関係する法律:「**特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(*)**」「景観法(*)」「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」「不動産の鑑定評価に関する法律」「宅地建物取引業法」「建築基準法(*)」「建築士法」「建設業法」「測量法」「**特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律**」「資源の有効な利用の促進に関する法律」「エネルギーの使用の合理化に関する法律(*)」((*):(1)と重複)

(3) 都市再生機構に関連する事務

・都市再生機構に関連する事務を移譲しないとする詳細な理由を示していただきたい。

関係する法律:「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律」「大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(*)」「都市再開発法」「土地区画整理法(*) (一部)」((*):(1)と重複)

※ 土地区画整理法の「一部」とは、用紙番号 72 の都市再生機構に対する勧告、助言等(123②、126①)

2-②. (様式3 関連)「移譲の例外」とすべきと回答のあった事務権限のうち、不都合が生じる可能性があるもの

- 「移譲の例外」とすべきとの回答のあった事務・権限のうち、以下に掲げる法律で定

める事務・権限は、広域的实施体制に移譲することにより不都合が生じる可能性がある。

しかし、これらの事務も地域における事務であり、法定受託事務に区分した上で、必要な国の関与（例えば、同意を要する協議など強い関与）や大臣の並行権限を付加し、情報共有と相互協力を徹底することなどにより、移譲による不都合が解決できないか、再度検討いただけないか（以下の法律のうち「一部」とあるものについては資料④参照）。

※ 「一部」とは、様式3関連のうち、2-①と重複がある法律

①「国の利害に重大な関係がある都市計画の都道府県による決定の際の国土交通大臣の同意」(都市計画法 18 条 3 項)に関連する事務権限を定める法律

- ・環境影響評価法
- ・都市再生特別措置法(一部)
- ・新都市基盤整備法
- ・都市計画法(一部)
- ・近畿圏の保全区域の整備に関する法律
- ・首都圏近郊緑地保全法
- ・流通業務市街地の整備に関する法律
- ・近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律
- ・首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律
- ・土地区画整理法(一部)
- ・土地収用法(一部)
- ・集落地域整備法

②その他

- ・排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律《国土の保全》
- ・国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律《条約に基づく国際的な保安対策》
- ・都市公園法(一部)《国営公園の設置に関すること》
- ・高速自動車国道法《道路に関する調査》
- ・官公庁施設の建設等に関する法律《国の施設に関する事務》
- ・海岸法(一部)《国土保全上極めて重要な海岸保全に関する事務》

○なお、こうした事務を、仮に「移譲の例外」とするとしても、地方側の理解を十分に得ることが必要だと思われる。

3 共管事務

○共管の場合の対応については、別途、検討の上、お示ししたいと考えており、その時点で改めて回答を求めるとします。

関係する法律:「公有地の拡大の推進に関する法律」「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律」「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」「中小企業団体の組織に関する法律」「中小企業等協同組合法」「産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律」

〔資料①〕

1-①. (様式3関連)「条件付き移譲」と回答のあった国の施設の整備・管理に係る事務・権限のうち大臣の指揮監督権等を条件としているもの

①自治事務・法定受託事務以外の「新たな事務類型」を設け、②広域的实施体制の長に対する指揮・監督などができる仕組み、などを条件としている国の施設の整備・管理に係る 21 法律は以下のとおり。

* ()内は用紙番号(以下同様)

1 道路と同様の条件が付されているもの

- ・電線共同溝の整備等に関する特別措置法 (19)
- ・幹線道路の沿道の整備に関する法律 (26)
- ・地方道路公社法 (32)
- ・交通安全施設等整備事業の推進に関する法律(42)
- ・共同溝の整備等に関する特別措置法(52)
- ・高速自動車国道法(63)
- ・駐車場法(65)
- ・道路整備特別措置法(67)
- ・道路法(75)
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(117) * 3と重複

2 河川と同様の条件が付されているもの

- ・特定都市河川浸水被害対策法 (9)
- ・水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律 (20)
- ・河川法(46)、(51)
- ・特定多目的ダム法(62)
- ・水防法(103)
- ・砂利採取法(129)

3 道路・河川とほぼ同様の条件が付されているもの

- ・都市公園法(69)
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(116) * 1と重複
- ・港湾法(96)
- ・砂防法(109)
- ・地すべり等防止法(130)
- ・海岸法(133)

〔資料②〕

1-②.(様式2関連)「条件付き移譲」と回答のあった国の施設の整備・管理に係る事務・権限のうち大臣の指揮監督権等を条件としているもの以外のもの

「条件付き移譲」と回答のあった 42 法律から、「不都合を解決する対応策が必要」とされた 24 法律以外の 18 法律(様式2が提出された法律又は当てはめ案から修正がなかった事務がある法律)は以下のとおり。

* 法律名の前の数字は当てはめ案の個表番号(以下同様)

- ・ 2-8 高齢者の居住の安定確保に関する法律(当てはめ案から修正なしの事務あり)
- ・ 2-11 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(様式2)
- ・ 2-18 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(様式2)
- ・ 2-19 石油コンビナート等災害防止法(様式2・3の提出なし)
- ・ 2-21 新都市基盤整備法(様式2)
- ・ 2-24 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(様式2)
- ・ 2-25 都市再開発法(様式2)
- ・ 2-26 都市計画法(様式2)
- ・ 2-30 流通業務市街地の整備に関する法律(様式2)
- ・ 2-31 地方住宅供給公社法(様式2・3の提出なし)
- ・ 2-32 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律(様式2)
- ・ 2-35 新住宅市街地開発法(様式2)
- ・ 2-37 宅地造成等規制法(様式2・3の提出なし)
- ・ 2-39 下水道法(様式2)
- ・ 2-40 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律(様式2)
- ・ 2-46 土地区画整理法(様式2)
- ・ 2-52 建築基準法(当てはめ案から修正なしの事務あり)
- ・ 3-6 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(様式2)

なお、以下の2法律は、「不都合を解決する対応策が必要」とされた 24 法律に含まれるが、別の条項について様式2も提出されている。

- ・ 2-51 土地収用法(様式2)
- ・ 3-4 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(様式2)

[資料③]

2-① 「移譲の例外」とすべきと回答のあった事務権限のうち、特に再考をお願いしたいもの

(1) 広域的实施体制の適格性を不都合の理由に挙げているもの

	法律名	用紙番号 (様式3)	条項	事務の概要	不都合を解消するための方策(案)
1	特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律 (2-②)	5	28①	・ 報告徴収・立入検査(保険法人に対するもの)	<p>下記の対応策などにより、不都合を解消することを検討できないか。 (別紙1を参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国の関与として、毎年度、移譲事務等に関する事業計画を提出させ、それに大臣が同意する仕組みを検討。(国の政策との整合性を特に確保しなければならない場合など) ・ 法定受託事務に区分し、事務処理基準を検討 ・ 並行権限行使を活用(国民の利益を保護する緊急の必要がある場合、大臣が法令上認められている自らの権限に属する事務を処理するために広域的实施体制とは別の観点から同一の事務を処理する場合など) ・ 事後報告を検討(大臣による事後的是正措置の端緒情報を得る場合など)
2	景観法 (2-④)	8	78①②	・ 勧告、助言又は援助(市町村長)	
3	特定都市河川浸水被害対策法 (2-⑤) (注)	10	4③	・ 流域水害対策計画の策定の同意	
		11	34①	・ 測量又は調査のための土地の立入等	
	都市再生特別措置法 (2-⑥)	13	58②	・ 国道の新設等に係る認可(市町村)	
4	マンションの建替えの円滑化等に関する法律 (2-⑦)	14	101	・ 施行者に対する技術的援助	
5	高齢者の居住の安定確保に関する法律 (2-⑧) (注)	15	51①	・ 公営住宅の事業主体が、条件を具備しない高齢者に公営住宅を使用させることの承認	
6	住宅の品質確保の促進等に関する法律 (2-⑩)	17	9① 16③ 20	・ 住宅性能評価機関の登録 ・ 不適当な評価業務規程に係る変更命令 ・ 登録住宅性能評価機関に対する適合命令	
			など	など	
7	浄化槽法 (2-⑯)	23	13①,14① ②,15 14③ 16 18①~③	・ 浄化槽の型式の認定 ・ 浄化槽の型式の認定の変更 ・ 浄化槽の型式の認定の更新 ・ 浄化槽の型式の認定の取消し	
			24	42① 42③	・ 浄化槽設備士免状の交付(交付の決定を除く) ・ 浄化槽設備士免状の返納の命令

※ (注)は事務によって、条件付きで移譲を検討すると回答があったもの。

2-① 「移譲の例外」とすべきと回答のあった事務権限のうち、特に再考をお願いしたいもの

(1) 広域的实施体制の適格性を不都合の理由に挙げているもの

	法律名	用紙番号 (様式3)	条項	事務の概要	不都合を解消するための方策(案)
8	幹線道路の沿道の整備に関する法律 (2-17) (注)	25	5① 13の6①	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県知事から沿道整備道路として指定するための協議を受け、同意すること 情報提供又は指導及び助言(沿道整備推進機構) 	下記の対応策などにより、不都合を解消することを検討できないか。 (別紙1を参照)
9	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法 (2-18) (注)	28	〈土地区画整理法126①〉	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県、市町村に対する是正の要求 	<ul style="list-style-type: none"> 国の関与として、毎年度、移譲事務等に関する事業計画を提出させ、それに大臣が同意する仕組みを検討。(国の政策との整合性を特に確保しなければならない場合など) 法定受託事務に区分し、事務処理基準を検討
10	地方道路公社法 (2-23) (注)	31	9① 9③ 38① 39 など	<ul style="list-style-type: none"> 地方道路公社の設立認可 国交大臣から総務大臣への協議(道路公社設立認可時) 報告徴収、立入検査 監督命令 など	<ul style="list-style-type: none"> 並行権限行使を活用(国民の利益を保護する緊急の必要がある場合、大臣が法令上認められている自らの権限に属する事務を処理するために広域的实施体制とは別の観点から同一の事務を処理する場合など)
11	都市計画法 (2-26) (注)	34	5③	<ul style="list-style-type: none"> 協議を受け、同意すること(都道府県の都市計画区域指定) 	<ul style="list-style-type: none"> 事後報告を検討(大臣による事後的是正措置の端緒情報を得る場合など)
		35	6⑤	<ul style="list-style-type: none"> 必要な報告を求めること(都道府県の基礎調査の結果) 	
		37	20①	<ul style="list-style-type: none"> 図書の写しの送付を受けること(都道府県又は市町村の都市計画の決定) 	
12	河川法 (2-33) (注)	47	78①	<ul style="list-style-type: none"> 許可を受けた者等からの報告徴収・立入検査 	
		48	79①	<ul style="list-style-type: none"> 指定区間内の一級河川の管理を都道府県が行おうとするときの認可 	
		49	79②	<ul style="list-style-type: none"> 二級河川で河川整備計画の作成、河川工事等を行おうとする場合に係る協議・同意 	
		50	16の2①③～⑥	<ul style="list-style-type: none"> 河川整備計画の策定(変更) 	

※ (注)は事務によって、条件付きで移譲を検討すると回答があったもの。

2-① 「移譲の例外」とすべきと回答のあった事務権限のうち、特に再考をお願いしたいもの

(1) 広域的实施体制の適格性を不都合の理由に挙げているもの

	法律名	用紙番号 (様式3)	条項	事務の概要	不都合を解消するための方策(案)
13	住宅地区改良法 (2-38)	55	5①	<ul style="list-style-type: none"> 事業計画の協議 	<p>下記の対応策などにより、不都合を解消することを検討できないか。(別紙1を参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国の関与として、毎年度、移譲事務等に関する事業計画を提出させ、それに大臣が同意する仕組みを検討。(国の政策との整合性を特に確保しなければならない場合など) 法定受託事務に区分し、事務処理基準を検討 並行権限行使を活用(国民の利益を保護する緊急の必要がある場合、大臣が法令上認められている自らの権限に属する事務を処理するために広域的实施体制とは別の観点から同一の事務を処理する場合など) 事後報告を検討(大臣による事後的是正措置の端緒情報を得る場合など)
		56	32 34	<ul style="list-style-type: none"> 技術的援助の請求を受けること 都道府県又は市町村に対する住宅地区改良事業の施行等に関する報告徴収、勧告等 	
		57	<公営住宅法44①③、46①> 36	<ul style="list-style-type: none"> 改良住宅の処分に係る承認等(都道府県・市町村)※29①において準用 改良住宅の処分に係る承認等を使用するときの厚生労働大臣との協議(都道府県・市町村) 	
		58	33①	<ul style="list-style-type: none"> 施行者(都道府県知事・市町村長)に対して、その処分の取消しその他必要な措置を求めること 	
14	下水道法 (2-39) (注)	59	37②	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県知事に対する指示 	
		60	39①	<ul style="list-style-type: none"> 報告徴収 	
15	道路整備特別措置法 (2-44) (注)	66		<ul style="list-style-type: none"> 有料道路事業等に関する事務 <p>など</p>	
16	都市公園法 (2-45) (注)	70	30① 30② 31	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園の設置等に係る地方公共団体からの報告を受けること 都市公園の設置等に係る地方公共団体への報告徴収等 都市公園の行政又は技術に関する勧告等 	
	土地区画整理法 (2-46) (注)	73	126①	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県、市町村に対する是正の要求 	

※ (注)は事務によって、条件付きで移譲を検討すると回答があったもの。

2-① 「移譲の例外」とすべきと回答のあった事務権限のうち、特に再考をお願いしたいもの

(1) 広域的实施体制の適格性を不都合の理由に挙げているもの

	法律名	用紙番号 (様式3)	条項	事務の概要	不都合を解消するための方策(案)
17	道路法 (2-48) (注)	76	7⑤⑥	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県道の路線認定の協議に係る裁定 	<p>下記の対応策などにより、不都合を解消することを検討できないか。(別紙1を参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国の関与として、毎年度、移譲事務等に関する事業計画を提出させ、それに大臣が同意する仕組みを検討。(国の政策との整合性を特に確保しなければならない場合など) 法定受託事務に区分し、事務処理基準を検討 並行権限行使を活用(国民の利益を保護する緊急の必要がある場合、大臣が法令上認められている自らの権限に属する事務を処理するために広域的实施体制とは別の観点から同一の事務を処理する場合など) 事後報告を検討(大臣による事後的是正措置の端緒情報を得る場合など)
		77	25①③④ 26①②③④	<ul style="list-style-type: none"> 橋等の料金徴収に関する届出 橋等に係る検査、措置要求、報告徴収等 	
		78	74	<ul style="list-style-type: none"> 指定区間外国道の新設・改築の認可 	
		79	75①②③ 76 78	<ul style="list-style-type: none"> 道路管理者に対する措置等の指示 道路管理者からの報告の受理 道路行政等に対する勧告等 	
		80	19②③ 19の2②③ など	<ul style="list-style-type: none"> 境界地の管理の方法の協議に係る裁定 共用管理施設の管理の方法の協議に係る裁定 <p>など</p>	
		81	77①②	<ul style="list-style-type: none"> 道路に関する調査 	
		82	79①	<ul style="list-style-type: none"> 社会資本整備審議会への諮問 	
		84	11①② 37① など	<ul style="list-style-type: none"> 補助金の交付申請書の受理、交付決定及び通知 公営住宅建替事業に伴う公営住宅等の用途廃止の承認 <p>など</p>	
18	公営住宅法 (2-50)	84	11①② 37① など	<ul style="list-style-type: none"> 補助金の交付申請書の受理、交付決定及び通知 公営住宅建替事業に伴う公営住宅等の用途廃止の承認 <p>など</p>	

※ (注)は事務によって、条件付きで移譲を検討すると回答があったもの。

2-① 「移譲の例外」とすべきと回答のあった事務権限のうち、特に再考をお願いしたいもの

(1) 広域的实施体制の適格性を不都合の理由に挙げているもの

	法律名	用紙番号 (様式3)	条項	事務の概要	不都合を解消するための方策(案)
19	土地収用法 (2-51) (注)	87	26② など	<ul style="list-style-type: none"> 事業認定の告示をした旨の報告を受けること など	下記の対応策などにより、不都合を解消することを検討できないか。 (別紙1を参照) ・国の関与として、毎年度、移譲事務等に関する事業計画を提出させ、それに大臣が同意する仕組みを検討。(国の政策との整合性を特に確保しなければならない場合など) ・法定受託事務に区分し、事務処理基準を検討 ・並行権限行使を活用(国民の利益を保護する緊急の必要がある場合、大臣が法令上認められている自らの権限に属する事務を処理するために広域的实施体制とは別の観点から同一の事務を処理する場合など) ・事後報告を検討(大臣による事後的な是正措置の端緒情報を得る場合など)
		88	27①～④⑥ ⑦	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県知事が事業の認定を拒否したとき等の事業の認定に関する処分 	
		89	30②③ など	<ul style="list-style-type: none"> 事業の廃止又は変更の報告を受けること など	
20	建築基準法 (2-52) (注)	90	9の3①②	<ul style="list-style-type: none"> 特定行政庁の命令に係る大臣への通知の受理など 	
		91	14①② 16	<ul style="list-style-type: none"> 勧告、助言又は援助 必要な報告等 	
		92	17②④⑨⑩	<ul style="list-style-type: none"> 指示 	
		94	49② 68の2⑤ 85の3	<ul style="list-style-type: none"> 特別用途地区に係る条例の承認 地区計画に係る条例の承認 伝統的建造物群保存地区内の制限の緩和に係る市町村への承認 	
21	港湾法 (2-54) (注)	97	46①	<ul style="list-style-type: none"> 国が負担した港湾施設の譲渡等の認可 	
		98	56の5②～ ④	<ul style="list-style-type: none"> 報告の徴収等 	
		99	58③	<ul style="list-style-type: none"> 埋立の目的以外の用途使用等に係る協議 	
22	水防法 (2-57) (注)	102	7③	<ul style="list-style-type: none"> 二以上の都府県に関係する水防計画について、関係都府県知事から報告を受けること 	
		104	40	<ul style="list-style-type: none"> 水防協力団体に対する情報提供、指導、助言 	
		105	47①	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県又は水防管理団体に対する報告徴収 	
		106	48	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県又は水防管理団体に対する勧告及び助言 	
23	公有水面埋立法 (2-58)	107	23② 27③ など	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県知事が埋立工事用でない工作物設置の許可をする際に報告を受けること 都道府県知事が埋立地の所有権移転等の許可をする際に協議を受けること など	

※ (注)は事務によって、条件付きで移譲を検討すると回答があったもの。

2-①「移譲の例外」とすべきと回答のあった事務権限のうち、特に再考をお願いしたいもの

(1) 広域的实施体制の適格性を不都合の理由に挙げているもの

	法律名	用紙番号 (様式3)	条項	事務の概要	不都合を解消するための方策(案)
24	運河法 (2-59)	108	3② 8① 9 15①,16①	<ul style="list-style-type: none"> 運河の接続に係る設備共用命令等 事業の報告の徴収等 運河の維持修繕命令等 運河及び附属物件の買収 	<p>下記の対応策などにより、不都合を解消することを検討できないか。(別紙1を参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の関与として、毎年度、移譲事務等に関する事業計画を提出させ、それに大臣が同意する仕組みを検討。(国の政策との整合性を特に確保しなければならない場合など) ・法定受託事務に区分し、事務処理基準を検討 ・並行権限行使を活用(国民の利益を保護する緊急の必要がある場合、大臣が法令上認められている自らの権限に属する事務を処理するために広域的实施体制とは別の観点から同一の事務を処理する場合など) ・事後報告を検討(大臣による事後的な是正措置の端緒情報を得る場合など)
25	砂防法 (2-60) (注)	110	32①	<ul style="list-style-type: none"> 砂防行政についての行政庁への指示(都道府県等) 	
26	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 (3-③)	114	5⑧	<ul style="list-style-type: none"> 地域公共交通総合連携計画の送付を受けたとき、市町村に対し必要な助言をすること 	
		115	6⑥	<ul style="list-style-type: none"> 地域公共交通総合連携計画の作成が円滑に行われるように、協議会の構成員の求めに応じて、必要な助言をすること 	
27	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (3-④) (注)	118	32③	<ul style="list-style-type: none"> 国道に係る道路特定事業の同意 	
28	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (3-⑤)	119	18 29① 29② など	<ul style="list-style-type: none"> 技術基準適合命令 特定特殊自動車の使用者に対する報告徴収 特定特殊自動車の使用者に対する立入検査等 <p>など</p>	
29	地球温暖化対策の推進に関する法律 (3-⑨)	122	20の4③	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体実行計画協議会に対し必要な助言を行うこと 	
30	エネルギーの使用の合理化に関する法律 (3-⑬)	127	76の8① 31① 48 など	<ul style="list-style-type: none"> 建築物調査機関の登録 登録建築物調査機関に対する適合命令 登録建築物調査機関に対する改善命令 <p>など</p>	
31	砂利採取法 (3-⑭) (注)	128	33 34③	<ul style="list-style-type: none"> 砂利採取業を行う者に対する報告徴収 河川区域等の区域において砂利の採取を業として行う者の事務所等への立入検査 	

※ (注)は事務によって、条件付きで移譲を検討すると回答があったもの。

2-① 「移譲の例外」とすべきと回答のあった事務権限のうち、特に再考をお願いしたいもの

(1) 広域的实施体制の適格性を不都合の理由に挙げているもの

	法律名	用紙番号 (様式3)	条項	事務の概要	不都合を解消するための方策(案)
32	地すべり防止法 (3-15) (注)	131	49	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県知事に対する報告徴収 	<p>下記の対応策などにより、不都合を解消することを検討できないか。 (別紙1を参照)</p>
33	海岸法 (3-17) (注)	134	27②	<ul style="list-style-type: none"> 国が費用の一部を負担する新設工事等の施行に関する海岸管理者からの協議に対する同意 	<ul style="list-style-type: none"> 国の関与として、毎年度、移譲事務等に関する事業計画を提出させ、それに大臣が同意する仕組みを検討。(国の政策との整合性を特に確保しなければならない場合など) 法定受託事務に区分し、事務処理基準を検討 並行権限行使を活用(国民の利益を保護する緊急の必要がある場合、大臣が法令上認められている自らの権限に属する事務を処理するために広域的实施体制とは別の観点から同一の事務を処理する場合など) 事後報告を検討(大臣による事後的是正措置の端緒情報を得る場合など)
		136	38	<ul style="list-style-type: none"> 報告徴収(都道府県知事、市町村長及び海岸管理者) 	
34	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 (3-18)	137	7	<ul style="list-style-type: none"> 公共土木施設の災害復旧事業費の決定 	

※ (注)は事務によって、条件付きで移譲を検討すると回答があったもの。

〔資料④〕

2-② 「移譲の例外」とすべきと回答のあった事務権限のうち、不都合が生じる可能性があるもの

【一部】の内容

個表番号	法律名	用紙番号 (様式3)	条項	事務の概要
2 ⑥	都市再生特別措置法	12	51②	・都市計画の決定等に係る同意及び協議(市町村)
2 ②⑥	都市計画法	36	18③④ 87の2③④ 〈87の2③④〉	<ul style="list-style-type: none"> ・協議を受け、同意すること(都道府県の都市計画の決定) ・協議を受け、同意すること(指定都市の都市計画の決定) ・協議を受け、同意すること(指定都市の都市計画の変更)
		38	23①~③,⑤	・農林水産大臣への協議、経済産業大臣及び環境大臣への意見聴取等
		39	24①②④	・必要な措置をとるべきことを指示すること等(都道府県又は都道府県知事を通じて市町村に対し)
		40	59①②⑥ 82① など	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画事業を施行することの認可等(国が施行する都市計画事業を除く) ・立入検査(国が施行する都市計画事業を除く) など
2 ④⑥	土地区画整理法	71	3⑤ 70① 〈65〉 72① 73④ など	<ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業を施行すること ・土地区画整理審議会を置くこと ・評価員の選任等 ・測量及び調査のための土地の立入 ・土地の立入り等に伴う損失の程度を証するために必要な資料の作成 など
2 ⑤①	土地収用法	85	20(17①Ⅲに掲げる事業に関するもの) 〈20〉(同上)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の認定 ※138において準用
2 ④⑤	都市公園法	68	2の2	・都市公園の設置
3 ①⑦	海岸法	135	37の2①	・国土保全上極めて重要な海岸保全区域の管理

※【一部】とは、様式3関連のうち、2-①と重複がある法律

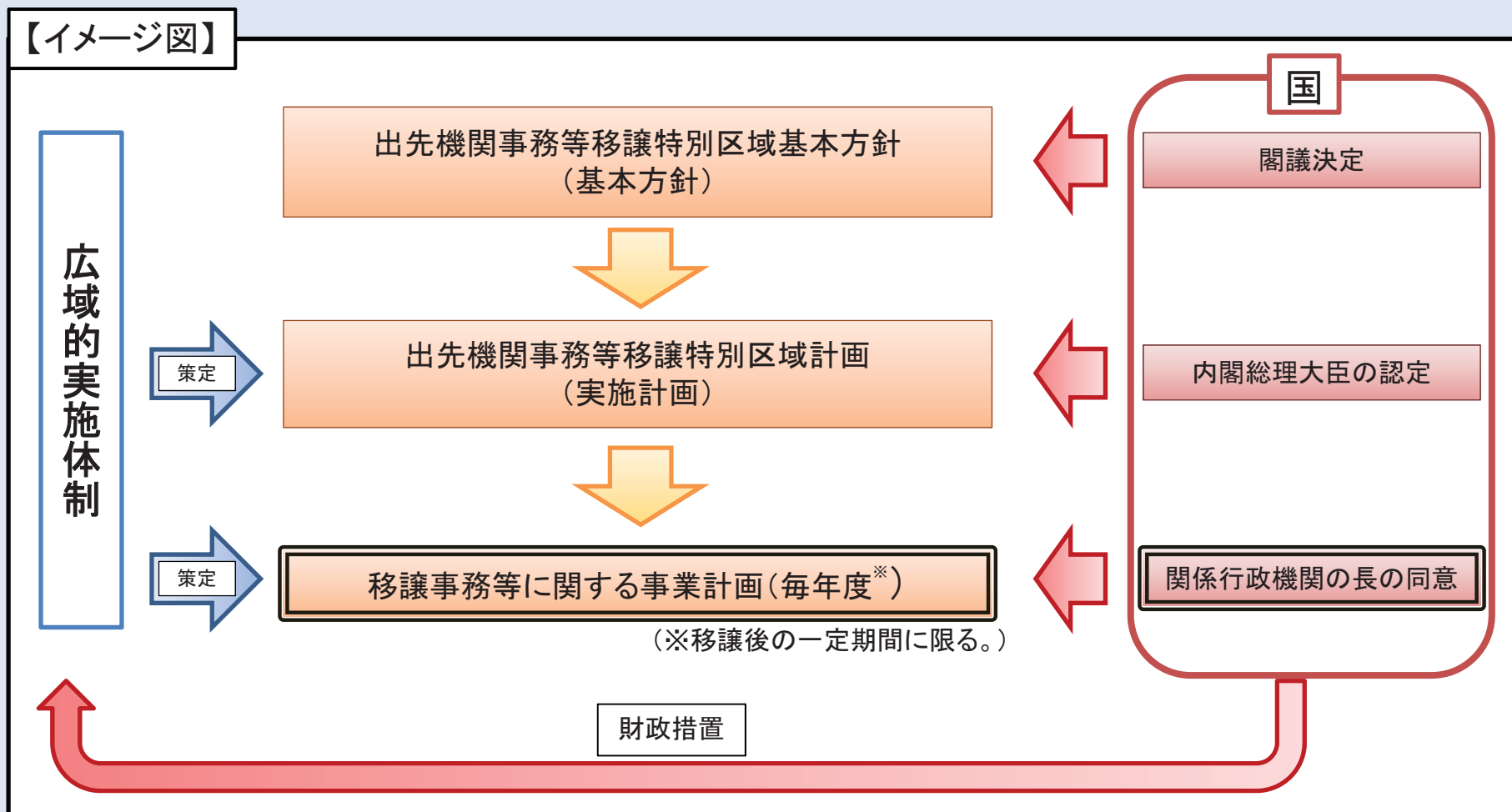
「国の権限・責任を確保するための新たな措置」
として講ずべき事項

- ① 大臣同意を要する事業計画の策定
- ② 法定受託事務の暫定的な拡大
- ③ 並行権限行使の活用

① 一定期間、移譲事務に関する毎年度の事業計画の策定と所管大臣の同意を要する仕組み

- ・財源措置と組み合わせることにより、移譲事務の確実な執行を確保。
- ・国として移譲事務の執行状況をチェックすることが可能。

【イメージ図】



② 法定受託事務の暫定的な拡大

- 自治事務と法定受託事務を区分する現行のメルクマールによることとするが、自治事務とした場合に不都合が生じると認められるものについては、他の地域においては依然として国が処理する事務であることを踏まえ、暫定的に法定受託事務とする。



- 処理基準として、通知で法令の解釈や許認可の基準、調査の様式など運用に係る幅広い事項を定めることが可能。
- 処理基準と異なる事務処理がなされた場合は、各大臣は是正の指示（法的拘束力有り）を行うことが可能。
- 許可、認可、承認、指示（法的拘束力有り）といった幅広い国の関与が可能。
- 一定の要件に該当する場合には、代執行も可能。

【参考1】法定受託事務は、自治事務に比べ、是正の指示、代執行等の国の強い権限が認められている。

○ 法定受託事務の場合

自治法上の関与の基本類型

- 助言・勧告(法245の4)
- 資料の提出の要求(法245の4)
- 指示(是正の指示(法245の7))
- 代執行(法245の8)

} 自治事務と同じ。

○ その他個別法に基づく関与が認められる。

- 協議、同意、許可・認可・承認、指示

法定が必要

- その他の関与

できるだけ設けない(法245の3②)。

○ 事務処理に当たり、基準を設けることが可能(法245条の3②)



○ 自治事務の場合

自治法上の関与の基本類型

- 助言・勧告(法245の4)
- 資料の提出の要求(法245の4)
- 是正の要求(法245の5)

○ その他個別法に基づく関与が認められる。

- 協議、同意、許可・認可・承認、指示

一定の場合に限定(法定が必要)

- 代執行及びその他の関与

できるだけ設けない(法245の3②)。

【参考2】法定受託事務には、包括的指揮監督権に匹敵する広範な関与の類型が認められている。

(地方自治法 § 245の4~8)

- 助言・勧告
- 資料の提出の要求
- 協議、同意、許可・認可・承認
- 指示
- 是正の指示
- 代執行

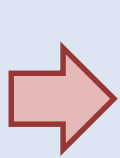
cf. 包括的指揮監督権

※代執行以外は、手段方法について法令の規定不要

- 執行状況調査権
- 認可権
- 訓令権
- 取消停止権
- 代執行 等

③ 並行権限行使の活用

- ・「並行権限の行使」とは、国の行政機関が、地方公共団体が処理している事務と同一の事務を、法令の定めるところにより、自らの権限に属する事務として処理するものであるが、この並行権限行使を適宜活用するものとする。



- ・国の立場から独自に行使すべき権限を、国の行政機関に留保。
- ・国が当該権限を行行使することにより、行政目的の達成、適法性の確保が可能。

【参考】

* 「地方分権推進計画」(平成10年5月29日閣議決定)では、
「自治事務として地方公共団体が処理する事項に関し、その性質上特に必要があるものについて、国民の利益を保護する緊急の必要がある場合」には、法律の定めるところにより、大臣は並行権限を行使できるとされている。

また、参議院においても、
「自治事務に関わる国の直接執行についても、地方公共団体の自主性及び自立性に極力配慮し、国民の利益を保護する緊急の必要があり、かつ、国がこれを行うことが不可欠である場合など、限定的・抑制的にこれを発動すること」とされている。

(平成11年7月8日 参議院「行財政改革・税制等に関する特別委員会」附帯決議)

国道の整備・管理に関する事務・権限の移譲については、地域主権・地方分権の観点から、以下の2案が考えられる。2案を比較すると、より現行法制(道路法、地方自治法)の枠組みで対応が可能な「(案-1)指定区間外国道の拡充案」をベースに検討を進めたい。

	(案-1) 指定区間外国道の拡充案	(案-2) 広域的实施体制道路の創設案
概要	移譲対象国道を政令で「指定区間外国道」に位置づけ、広域的实施体制を当該国道の道路管理者とするもの。	国道を広域的实施体制に移譲し、新たに「広域的实施体制道路」を創設するもの。
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域主権・地方分権の考え方に沿ったもの ◆概ね現行法の枠組みで対応可能 	◆地域主権・地方分権の考え方に沿ったもの
問題点	◆国道の整備・管理に伴う費用負担の新たなルールが必要	<ul style="list-style-type: none"> ◆現行法の枠組みでは対応困難(現行法の改正が必要) ◆道路種別が複雑化 ◆国道の整備・管理に伴う費用負担の新たなルールが必要
共通	<ul style="list-style-type: none"> ◆財源及び費用負担に関する考え方の整理が必要 ◆広域的实施体制を道路管理者と位置づける措置や従来の道路管理のルールとの整合が必要 	

一級河川の整備・管理に関する事務・権限の移譲については、地域主権・地方分権の観点から、以下の2案が考えられる。2案を比較すると、より現行法制(河川法、地方自治法)の枠組みで対応が可能な「(案-1)指定区間内一級河川の拡充案」をベースに検討を進めたい。

	(案-1) 指定区間内一級河川の拡充案	(案-2) 二級河川案
概要	移譲対象一級河川を政令で「指定区間内一級河川」に位置づけ、広域的实施体制を当該一級河川の河川管理者とするもの。	一級河川を広域的实施体制に移譲するにあたり、二級河川への指定の変更を行うもの。
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域主権・地方分権の考え方に沿ったもの ◆概ね現行法の枠組みで対応可能 	◆地域主権・地方分権の考え方に沿ったもの
問題点	◆一級河川の整備・管理に伴う費用負担の新たなルールが必要	<ul style="list-style-type: none"> ◆河川区分に関する全国の河川との整合性 ◆費用負担の新たなルールが必要
共通	<ul style="list-style-type: none"> ◆財源及び費用負担割合に関する考え方の整理が必要 ◆広域的实施体制を河川管理者と位置づける措置や従来の河川管理のルールとの整合が必要 	

国と地方との関係について、「対等・協力の関係」であることを前提に、国の施設の整備・管理に係る事務を広域的实施体制に移譲した場合の「不都合を解決するための方策」として、以下のような代替的な方策が考えられないか。
(※「指定区間外国道の拡充案」を前提とした場合)

	国土交通省から回答のあった条件	代替的な方策(案)	参考:道路法
1	広域的实施体制の長への指揮監督	個別法による大臣の指示 ⇒道路法75(指定区間外国道の道路管理者 に対する大臣の指示)	・75 指定区間外国道の道路 管理者に対する大臣の指示
2	大臣が決定する予算・計画で執行する 仕組み	毎年度、移譲事務等に関する事業計画を提出 させ、それに大臣が同意する仕組みを検討	・12 国道の改築等 ・13 国道の維持
3	「従わなければいけない基準」の作成	法定受託事務に区分し、「事務を処理するに 当たりよるべき基準」(処理基準)を検討	
4	必要な処分の指示及び広域的实施体制 の長が指示に従わない場合の大臣 の直接執行	大臣による並行権限行使(直接執行)を検討	・13 都道府県に代わって指 定区間外国道の災害復旧 工事 ・27 道路管理者の権限代行 ・75 大臣の指示
5	一定の事務を行う場合の大臣の認可	国の関与として承認(国有財産処分等に関す る事務処理の場合など)を検討	・20 兼用工作物の管理に係 る協議
6	広域的实施体制の長が行う事務処理 の執行状況の調査、これらの結果の 公表、事後報告・届出・通知	資料の提出要求や事後報告(事後的是正措 置の端緒情報の場合など)を検討	
7	広域的实施体制の議会の議決・調査 権の制約	※民主的統制の観点から広域的实施体制の 議会の関与は必要と考えられる	

* 数字は条番号

不都合を解決するための代替的な方策(一級河川の整備・管理)(案)

国と地方との関係について、「対等・協力の関係」であることを前提に、国の施設の整備・管理に係る事務を広域的实施体制に移譲した場合の「不都合を解決するための方策」として、以下のような代替的な方策が考えられないか。
(※「指定区間内一級河川の拡充案」を前提とした場合)

	国土交通省から回答のあった条件	代替的な方策(案)	参考:河川法
1	広域的实施体制の長への指揮監督	個別法による大臣の指示 ⇒河川法79の2(指定区間内一級河川の河川管理者に対する大臣の指示)	・79の2 指定区間内一級河川の河川管理者に対する大臣の指示
2	河川の管理に関して「従わなければならない基準」の作成	法定受託事務に区分し、「事務を処理するに当たりよるべき基準」(処理基準)を検討	
3	広域的实施体制の長に対する必要な措置の指示及び広域的实施体制の長が指示に従わない場合の大臣の直接執行	大臣による並行権限行使(直接執行)を検討	・79の2 大臣の指示
4	広域的实施体制の長が行う事務処理の執行状況の調査、事後報告・届出・通知	資料の提出要求や事後報告(事後的是正措置の端緒情報の場合など)を検討	
5	広域的实施体制の長が治水・利水上の影響の大きい事務を行おうとする場合の国土交通大臣の認可	毎年度、移譲事務等に関する事業計画を提出させ、それに大臣が同意する仕組みを検討	・79 指定区間内一級河川管理を都道府県が行おうとするときの認可
6	広域的实施体制の議会の議決・調査権の制約	※民主的統制の観点から広域的实施体制の議会の関与は必要と考えられる	

* 数字は条番号

事 務 連 絡

平成 24 年 2 月 23 日

環境省 地域主権改革担当 御中

内閣府地域主権戦略室

作用法に規定がある個別の事務・権限の移譲の検討に係る考え方について（照会）

平素より地域主権改革の推進に御協力いただき、ありがとうございます。

1月11日付事務連絡で照会させていただきました標記「作用法に規定がある個別の事務・権限の移譲の検討に係る「当てはめ案」について」に係る貴省からのご回答及び2月9日の「アクション・プラン」推進委員会における議論を踏まえ、当室で検討を行い、いただいた回答に関する当室の見解を作成しました。

つきましては、別添についての御見解を伺わせていただきたく、平成24年3月2日（金）17時までにご回答ください（様式任意）。

ご回答に当たっては、個別法律単位で包括的に記載の上、条項レベルで補足すべき点があれば適宜補足していただくとともに、必要に応じ、各制度を簡潔に説明した資料等議論を進めていく上で必要な基礎的な資料を添付いただくようお願いします。

また、いただいたご回答については、「アクション・プラン」推進委員会のメンバーを始めとする関係者間で共有させていただき、今後の地域主権推進担当政務、各省政務による政務折衝や両者に地方側代表を加えた協議等に活用させていただきますので、その旨あらかじめご承知おきください。

作用法に基づく事務・権限について(地方環境事務所関連)

- 今回検討いただいた事務・権限は、地域における事務として、地方環境事務所に委任した上で、同一組織内の上級庁・下級庁の関係を前提とした指揮監督を通じて大臣の責任を全うしようとしていたものと理解。
- 今回の取組は、国と地方は対等の関係であることを前提に、住民に身近な行政はできる限り地方自治体に委ねていこうとするものであるが、事務・権限の移譲の検討を進める中で、移譲後もなお残る大臣の責任を果たしていくための工夫(不都合の解決)に知恵を絞る必要があるため、今後とも御協力願いたい(別紙1参照)。

1. (様式 3 関連)「移譲の例外」とすべきとの回答のあったものについて

- 川端大臣は、2 月 9 日の「アクション・プラン」推進委員会において、「移譲の例外はできるだけ少なくしたい」と述べている。
- 環境省から「移譲の例外」とすべきとの回答のあった事務・権限については、国際的な機関の定義、平成 10 年の地方分権推進計画における区分、国際条約との関連など、理由が比較的客観的に示されているのではないかと考えるが、これらの理由を理解するための基礎的な参考資料を提示していただきたい。
- また、これらの事務も地域における事務であり、移譲できるかどうか更に検討を深める必要がある。法定受託事務に区分した上で、必要な国の関与(例えば、同意を要する協議など強い関与)や大臣の並行権限を付加し、情報共有と相互協力を徹底することなどにより、移譲による不都合が解決できないか、再度検討いただきたい。
- また、仮に、これらの事務を移譲の例外とするとしても、地方側の理解を十分に得ることが必要。
- 自然公園法(国立公園の管理等)については、「地方の考え方を反映させる方策」として「協働型の管理」の在り方を検討することとしている。移譲の例外とすることについて地方側の理解を得るための手段となりうると考えるが、この「協働型管理」の考え方について、具体的にお示しいただきたい。(自然環境保全法、鳥獣保護法、種の保存法、などに定める事務についても、地方自治体と連携するような方策を検討するとされており、こちらについても具体的にお示しいただきたい。)
- 土壌汚染対策法の事務については、広域的实施体制の区域を越えて業務を行う指定調査機関に関する事務は広域的实施体制に移譲できないとの回答であるが、広域的实施体制が「区域外権限行使」を行うことが法制的・制度的に可能であるとの結論が得られた場合には、移譲対象とすべきと考えているが、当該結論が得られた時点で回答を求めることとします。

(参考)「移譲の例外」として回答のあったもの

- ①国際的な機関の定義、平成 10 年の地方分権推進計画における区分などを理由とするもの
 - ・自然公園法(国立公園の管理等)
 - ・自然環境保全法(原生自然環境保全地域の管理等)

- ・鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(国指定鳥獣保護区の管理等)
- ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(希少種の保護、生息地等保護区の管理等)

②国際条約との関連を理由とするもの

- ・特定有害廃棄物等の輸出入等の規制法(特定有害廃棄物の輸出入規制等)
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律(産業廃棄物等の輸出入規制等)

③広域的实施体制の区域の制約を理由とするもの

- ・土壤汚染対策法(指定調査機関に関する事務)

2. (様式2 関連)「条件付き移譲」と回答のあった事務・権限について

○ 環境省から「条件付き移譲」として回答のあったものは、概ね内閣府が示した「当てはめ案」に沿ったもの。

環境省からは、移譲の条件として、広域的实施体制の詳細設計、人員移管や共管する事務・権限の扱いなどが示されており、こうした点については内閣府としても引き続き検討を進めながら、必要な協議を行っていきたいので、よろしくお願ひしたい。

(参考)環境省から示された条件

(1)内閣府が示す予定の広域的实施体制の枠組みの詳細設計等が未だ提示されておらず、また、人員移管に関する検討が進んでいない現状では、十分な検討ができない。環境省としては、以下の対応が必要と考えている:

- ・権限と責任のある長を置き、迅速かつ責任ある意思決定を可能にする
- ・移譲する事務に関連する構成府県の事務を持ち寄り、広域的な環境行政の効果的、効率的な発展を目指す
- ・移管される職員の専門性を活かしたキャリアパスを確保するとともに、環境保全に知見のある職員の採用・育成を図る

(2)他省の出先機関と共管する事務・権限については他省と一体的に移譲することが必要。

(3)国との情報共有が密接に行われ、連携して法令を執行できる仕組み(国の並行権限行使、国への事後報告等)とすべきである(様式2の意見参照)。

以上の条件が満たされれば、移譲対象として検討する。

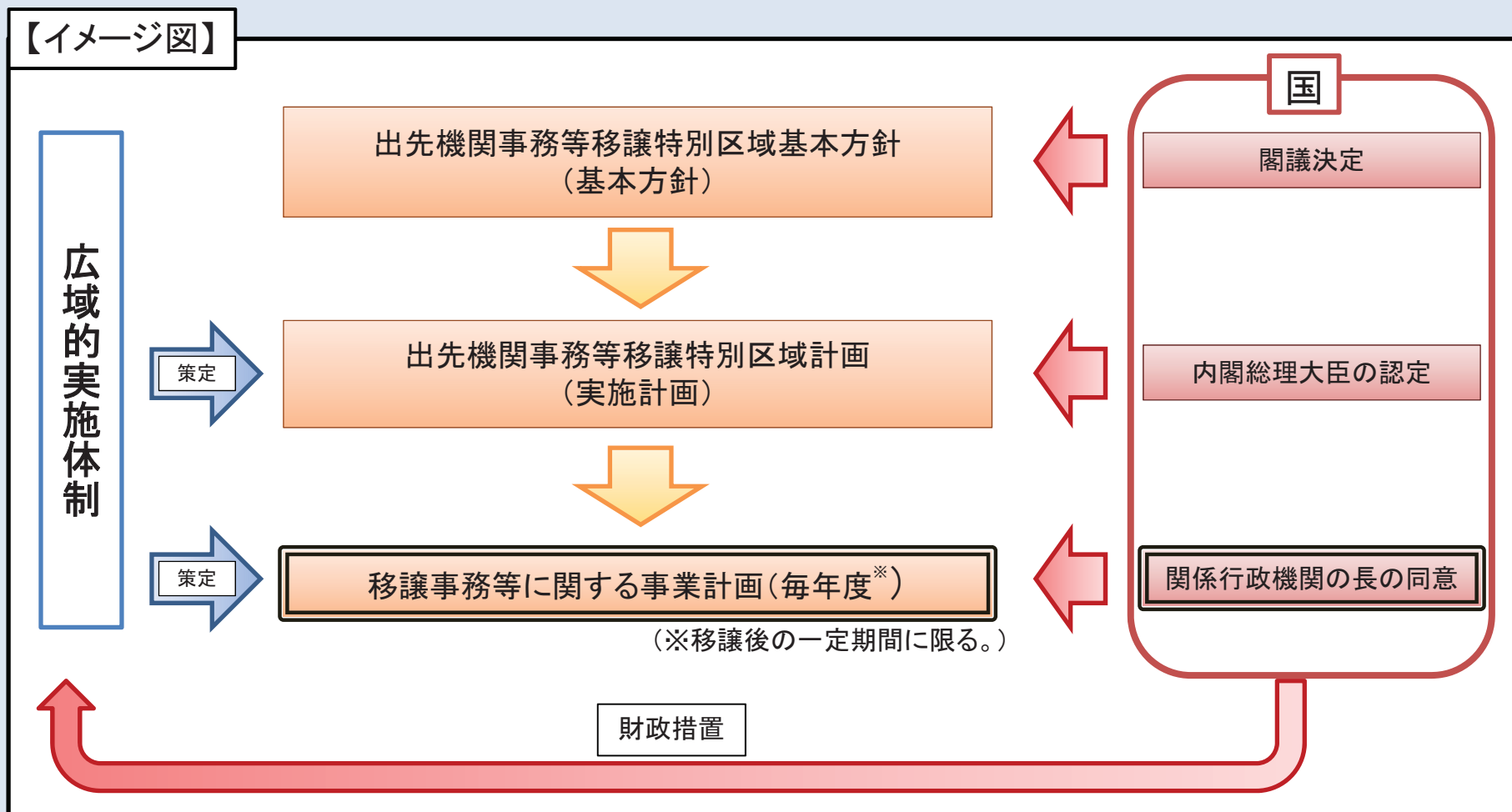
「国の権限・責任を確保するための新たな措置」
として講ずべき事項

- ① 大臣同意を要する事業計画の策定
- ② 法定受託事務の暫定的な拡大
- ③ 並行権限行使の活用

① 一定期間、移譲事務に関する毎年度の事業計画の策定と所管大臣の同意を要する仕組み

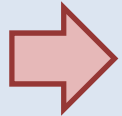
- ・財源措置と組み合わせることにより、移譲事務の確実な執行を確保。
- ・国として移譲事務の執行状況をチェックすることが可能。

【イメージ図】



② 法定受託事務の暫定的な拡大

・ 自治事務と法定受託事務を区分する現行のメルクマールによることとするが、自治事務とした場合に不都合が生じると認められるものについては、他の地域においては依然として国が処理する事務であることを踏まえ、暫定的に法定受託事務とする。



- ・ 処理基準として、通知で法令の解釈や許認可の基準、調査の様式など運用に係る幅広い事項を定めることが可能。
- ・ 処理基準と異なる事務処理がなされた場合は、各大臣は是正の指示（法的拘束力有り）を行うことが可能。
- ・ 許可、認可、承認、指示（法的拘束力有り）といった幅広い国の関与が可能。
- ・ 一定の要件に該当する場合には、代執行も可能。

【参考1】法定受託事務は、自治事務に比べ、是正の指示、代執行等の国の強い権限が認められている。

○ 法定受託事務の場合

自治法上の関与の基本類型

- ・ 助言・勧告(法245の4)
- ・ 資料の提出の要求(法245の4)
- ・ 指示(是正の指示(法245の7))
- ・ 代執行(法245の8)

} 自治事務と同じ。

○ その他個別法に基づく関与が認められる。

- ・ 協議、同意、許可・認可・承認、指示

法定が必要

- ・ その他の関与

できるだけ設けない(法245の3②)。

○ 事務処理に当たり、基準を設けることが可能(法245条の3②)



○ 自治事務の場合

自治法上の関与の基本類型

- ・ 助言・勧告(法245の4)
- ・ 資料の提出の要求(法245の4)
- ・ 是正の要求(法245の5)

○ その他個別法に基づく関与が認められる。

- ・ 協議、同意、許可・認可・承認、指示

一定の場合に限定(法定が必要)

- ・ 代執行及びその他の関与

できるだけ設けない(法245の3②)。

【参考2】法定受託事務には、包括的指揮監督権に匹敵する広範な関与の類型が認められている。

(地方自治法 § 245の4~8)

- ・ 助言・勧告
- ・ 資料の提出の要求
- ・ 協議、同意、許可・認可・承認
- ・ 指示
- ・ 是正の指示
- ・ 代執行

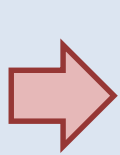
cf. 包括的指揮監督権

※代執行以外は、手段方法について法令の規定不要

- ・ 執行状況調査権
- ・ 認可権
- ・ 訓令権
- ・ 取消停止権
- ・ 代執行 等

③ 並行権限行使の活用

- ・「並行権限の行使」とは、国の行政機関が、地方公共団体が処理している事務と同一の事務を、法令の定めるところにより、自らの権限に属する事務として処理するものであるが、この並行権限行使を適宜活用するものとする。



- ・国の立場から独自に行使すべき権限を、国の行政機関に留保。
- ・国が当該権限を行行使することにより、行政目的の達成、適法性の確保が可能。

【参考】

* 「地方分権推進計画」(平成10年5月29日閣議決定)では、
「自治事務として地方公共団体が処理する事項に関し、その性質上特に必要があるものについて、国民の利益を保護する緊急の必要がある場合」には、法律の定めるところにより、大臣は並行権限を行使できるとされている。

また、参議院においても、
「自治事務に関わる国の直接執行についても、地方公共団体の自主性及び自立性に極力配慮し、国民の利益を保護する緊急の必要があり、かつ、国がこれを行うことが不可欠である場合など、限定的・抑制的にこれを発動すること」とされている。

(平成11年7月8日 参議院「行財政改革・税制等に関する特別委員会」附帯決議)